

令和 8 年度第 1 回青梅市成年後見制度利用促進審議会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和 8 年 5 月 1 9 日（火） 午後 2 時から午後 3 時 5 0 分まで

2 開催場所

市役所 2 階 2 0 3 会議室

3 出席者（委員 6 名）

（委員）

宮城会長、山下副会長、中野委員、志水委員、田中誠委員、門脇委員、鳥居塚委員

（事務局）

杉山健康福祉部長、斎藤地域福祉課長、川島地域福祉課庶務係長、藤原地域福祉課福祉政策係長、
渡辺地域福祉課庶務係主任、幸地地域福祉課福祉政策係主事、（社福）青梅市社会福祉協議会（小川
福祉相談係長、濱中福祉相談係主事）

4 次第

1 開会

2 委嘱状交付

小野委員の退任に伴い、新たに宮城委員に委嘱状を交付した。

3 会長の選任

会長に宮城委員が選任された。

4 会長あいさつ

5 報告事項

（1）第 2 回成年後見制度利用促進審議会議事要旨について

資料 1 にもとづき事務局より説明を行い、修正等あれば令和 8 年 5 月 2 2 日までに事務局へ
報告いただくこととした。

（2）青梅市地域共生社会推進審議会の開催結果について

資料 2 にもとづき、事務局より以下のとおり説明を行った。

○ 協議事項 1 「地域福祉計画等中間見直しに係る市民アンケート調査について」、委員から以

下の意見があった。

- ・ 調査対象者数の拡大、対象年齢の引下げ、回答者にわかりやすくするために設問の順番を変更することを提案する意見。
 - ・ 調査票の設問等について、自治会に加入している理由の設問追加、回答所要時間の追記、冒頭文章に市にとって重要な調査である旨の追記、外国人に分かりやすい表現にしたほうがよい等の意見。
- 委員からの意見を参考に、調査対象者数や設問内容を事務局で再検討することで決定。
- 事務局での検討した結果、調査対象者数を 3,000 人に拡大し、アンケート調査の設問内容を一部修正した上で調査を実施した。

(3) 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施報告について

資料 3 にもとづき、事務局より以下のとおり説明を行った。

- 成年後見関連相談状況
- ・ 令和 7 年度の成年後見関連相談は、延べ 312 件、紹介相談 150 件。なお、一つの相談に対して複数回対応するケースが多く、延べ件数として計上。
 - ・ 相談方法は電話相談が 67% を占め、最も多い。
 - ・ 相談者は親族が 42.7% で最多。
 - ・ 親族からの相談後、施設相談員やケアマネジャーなど支援者への聞き取りを行うケースもある。
 - ・ 相談内容は「成年後見制度利用申立て」に関するものが 59.3% で最多。
 - ・ 制度利用の流れや利用の適否、権利擁護に関する幅広い相談にも対応している。
- 法人後見受任状況
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日時点の法人後見受任件数は 19 件。
 - ・ 内訳は、後見 15 件、保佐 3 件、補助 1 件。
 - ・ 令和 7 年度中は新規受任 3 件、終了 2 件で、前年度末と比べて 1 件増加。
 - ・ 受任者の男女比はほぼ半数ずつ。
 - ・ 原因障害は認知症高齢者が 89.5% を占め、高齢化に伴う制度需要の高まりがうかがえる。
- 「支援検討会議おうめ」開催状況
- ・ 令和 7 年度は 14 回開催。
 - ・ 検討案件数は 39 件。
 - ・ 虐待を受けているケースや虐待が疑われるケースが、例年より増加傾向と認識している。
 - ・ 検討案件ごとの状況や会議後の支援方針については別紙を参照いただきたい。

委員	年度別になっていて非常に見やすいと思うが、利用促進としている以上、隔年比較をした方がいいのではないかと。前年対比や 3 年間程度の実績を出して、どの程度相談に来たのかということを示していただくと、非常にわかりやすい資料になるのではないかと。
事務局	次回の会議では、今ご意見いただいたとおり、比較できるような資料を作成させていただきたい。

委員	資料3では初回電話で101件とあるが、その後、相談する形態として多いのは来所か。
事務局	初回の相談を電話で受けるケースが一番多いが、その後は来所されるケースと訪問させていただくケースが多くなっている。来所いただける方は来所されるが、外出することが難しい方や、その日に親族で集まるので訪問してほしいなど、そういう場合には訪問させていただくことがある。
会長	印象だが、青梅市は人口の割には法人後見の件数が多い。法人後見を始めたのが社会福祉協議会によって違いがあるため単純に比較はできないが、経年の変化を含めて、これからも増えていく可能性があるとするれば、体制の問題が大きくなってくる。今後計画に入れるときに、法人後見をどう想定するかということは、一つ大きなポイントかと思う。その中で市長申立15件、地域権利擁護事業が4件ということで、8割近くが市長申立。これは身寄りがいない方だと思う。ということになると、後見に行くまでに時間がかかる。半年以上かかるということは他の自治体で聞いている。社会福祉協議会の方で、現時点での課題認識であるとか、状況をご説明いただきたい。
事務局	受任までの審議体制の問題は毎年かかえている課題ではあるが、法人後見件数も19件ということで、令和4年度のデータにはなるが、都内の社会福祉協議会の中でも上位の件数を受任している。件数もだが、実際受任に至るケースで、借金の問題があって返済の整備をしなければならないケースなど、受任に当たり処理が煩雑なものが増えてきている。現状に対してどこまで対応できるのかというところは日々努力しているが、事務処理が遅いなどの課題解決については、職員のスキルアップはもちろん今後もやっていかなければならないが、審議体制についてはかなり厳しい状況ではあるところが社会福祉協議会としての現状である。
委員	子供も配偶者も亡くなって、認知症が進み、頼りどころがなくて青梅市に頼ってくるというケースがますます増える。そこで青梅市が支え切れるのか。市としてどういう対応をして国に働きかけていくのか。
事務局	青梅市においても高齢化が進んでいる状況で、やはりこのような問題というのが日に日に多くなっている現状はある。また、今後件数が増えていくことが想定されるため、社会福祉協議会でも人員体制を含めてそこは課題として認識を持っている。ただ、社会福祉協議会以外にお願いできるのかといったところは、当市に限らず各自治体の課題でもあるため、この制度であったり、国の方針であったり、自治体だけでなく全体的に考えていかなければならない大きな課題ではあるが、当市としても検討していきたいと考えている。
会長	全国的にかなり課題になってるかとは思いますが、その中でこの対応を考えている自治体や機関団体というのを調べていく必要がある。社会福祉士の人たちがNPOを作って、成年後見を準用しているというのがあるが、青梅市はない。これから団塊の世代の方たちが多くなるため、どう体制を整えていくかが非常に重要である。青梅市の強みで言うと、社会福祉法人が多い。社会福祉法人は、高齢者や障害者の方の対応に慣れているため、協力し合ってそういう組織を作るということもあり得るのではないかな。全国にそういうものがあるかどうか。町田市の特養社会福祉法人も、終身サポート事業を始める。青梅市の中にあるものを使いながら何ができるか、このあたりが大きな論点になるのではないかな。
委員	東京都の区内では、法人後見がだいぶ盛んになってきている法人もあるという意見があった。東京都の実数、他法人でやってる事実を調べてみるのも手なのではないかな。
副会長	知的障害者の施設を運営しているが、成年後見制度が始まってからすぐに、ほぼ全員に成年後見人を付けていただいている。親族後見が中心ではあるが、市内で専門職後見人をしている社会福祉士、司法書士が何人もいるし、社会福祉士で、以前うちの職員だった人が、独立してかなりの人数を見ていただいている。独立して法人を設立し、社会福祉士の事務所を開いて後見人等を

会長	やるという方が実際にいる。 東京都内の実態のデータは本当に大事だと思うし、その中で法人後見などを行っている団体なども調べてまとめる。青梅市内の中で成年後見をしてくれる専門職などを含めて、そのあたりの関連したデータも集めていただいて、どう計画して反映させていくのか、そのあたりも事務局でぜひ収集していただきたい。
委員	成年後見制度を行っている人に聞いてみたが、何が大変なのかというと、書類が相当届くことである。法的な処理と、ただの事務処理の部分とが分かれてくるが、秘密保持の関係があつてなかなかそれを分離していない。分離して、事務处理的なところは一般の方でもできるようにするとかしないと、全部その後見人に任せてしまうとパンクしてしまうのではないかと。後見人を増やすだけでは問題が解決しない。中身の業務を分析して、発想を変えていかないと対応していけないのではないかと。
副会長	私が運営している施設では成年後見センターに依頼しているが、基本的な日頃のお金出入り等の処理は全部施設でやっている。預かり金管理で通帳を作っているし、レシートなど全部貼り付けて、裁判所に出せるぐらいの準備はきちんとして、それを後見人に渡すという流れで行っている。役割分担をしながら、裁判所とのやりとりは全部後見人に行っているが、それまでの基本的な下準備は施設でやっている。
会長	在宅の場合で、どうできるか。書類の作成もコツがある。家庭裁判所への報告、その辺りのノウハウなど、工夫の余地があるのか。これからも検討を進めたい。

(4) 中核機関運営委員会（仮称）準備会の設置について

資料4にもとづき、事務局より以下のとおり説明を行った。

- 青梅市から委託を受けて社会福祉協議会で実施している「成年後見活用あんしん生活創造事業」では、成年後見人等への支援、地域ネットワークの活用、制度利用促進に取り組んでいる。
- 資料に記載の「中核機関」の役割は、「広報」「相談」「利用促進」「後見人支援」「地域連携ネットワークの活用」である。
- 現在は「支援検討会議おうめ」を設置し、個別ケースの支援方針や成年後見制度利用の適否等について検討している一方で、中核機関としての運営方針や制度推進策を専門職と協議する場が不足しているという課題がある。
- 令和7年度には支援検討会議を拡大開催し、中核機関の運営や課題について専門職を交えて協議を行った。
- この協議結果を踏まえ、中核機関の機能強化を目的として「中核機関運営委員会（仮称）」を設置する方向で準備を進めている。
- 運営委員会では次の事項を検討する予定である。
 - ・ 中核機関の運営方針に関すること
 - ・ 成年後見制度の利用促進や課題解決に向けた取組に関すること
 - ・ 地域連携ネットワークの構築・活用に関すること
 - ・ 審議会からの意見への対応に関すること
 - ・ 市民後見人の養成・活動支援・不正防止等に関すること

- 社会福祉協議会のみでの運営には限界があるため、専門職の知見を活用しながら事業を推進することを目指している。
- 委員は、弁護士・司法書士・社会福祉士に加え、精神保健福祉士等の専門職にも参加を依頼する予定である。
- 令和8年度に準備会を開催し、体制整備を進めたうえで、令和9年度から正式な中核機関運営委員会として運営を開始する予定である。

委員	成年後見制度の改正が先月に閣議決定され、国会審議に入った。相当内容が変わって成年後見、保佐、補助が全部補助になる。禁治産が後見相当となって、準禁治産が補佐になって、それが全部一緒になる。しかもこれまでほぼ終身だったのが、今度はその必要な案件に関して対応して、それが終わると一応しなくていいとなる。すでに今、後見、補助になってる方への移行措置、その辺もものすごく大変かなという予想をしている。そのあたりの検討というのがされてるかどうか。
事務局	4月に閣議決定されたということで、おそらく2年後ぐらいに制度自体が変わってくるだろうという話は、市としましても情報を把握しているところである。今後の3類型が変わってくるところや、検討体制も今後大きく変わってくるだろうと予想しているが、現時点としては法人後見受任件数が多い状況でもあり、今の社会福祉協議会の運営体制自体も課題があるので、今後の国の動向を注視しながら検討させていただきたいと考えている。
会長	今回の成年後見制度の改正をどう解釈して、青梅で展開していくか。今までの日本の権利擁護制度は圧倒的に後見類型。シンガポールは98%が委任だが、日本だと委任は2%もいっていない。あまり予防的な観点ではないという大きなシステムの課題がある。法人後見は複合的な課題がある事例が多いが、家庭裁判所の体制が持つのか。この改正をどう見て、将来の日本の超高齢社会の中でどうしていくか、青梅市ならではの体制を、ぜひ活発なご議論されたいのではないか。
副会長	自治会の役員の中で、高齢の母親と独身の息子の組み合わせがあって、その息子が自治会の役員をやってくれている。しばらくすると、母親が亡くなられて、息子さんは1人になる。こういった人たちが結構おり、皆さんに後見制度が必要になってしまうのでは。しっかりしているうちに、自分の将来像が描けるように手助けできるようなイメージもあつたほうがいい。子供がいて面倒を見てくれる可能性があるならいいが、そうでない人がかなりいる。
会長	わかりやすく言えば、終活事業。横須賀市は、行政がエンディングノートの相談支援というものを事前に登録をして、アドバイスをするというをしている。成年後見まで行かなくても、親族がいるいないとか、こういう段階でこういう準備をしたらいいか。もう少し幅の広い取り組みが日本全体で必要。ただ少し心配なのは、現場を理解している法曹関係者を確保できるか、その辺の見込みは大丈夫か。
事務局	委員の候補者選定については準備会等で十分に協議する予定である。
会長	ぜひ委員会の名称をよく検討されたい。中核機関だとわからない。他の社会福祉協議会では権利擁護センターという言い方をしてるかと思うので、所掌事項の中でもぜひ成年後見制度だけではない広い視野で、日本のこの権利擁護のあり方を検討するような準備を始められたらいいのではないか。
副会長	身寄りのない単身高齢者のサポート事業が、結構肝心になってくるような気がする。本人は大丈夫だと言うが、周りから見たら絶対怪しいという人たちがいて、その人たちがサポート事業に参加すると言ってくれるかどうか。その事業を作ったときにどう参加してもらうかというのが、

	なかなか難しいと感じる。
会長	青梅市の中で、単身高齢者のうち、緊急連絡先を書いていない方たちが大体7%弱。先週4人の単身高齢者を訪問した。1人の男性の方は78歳、緊急連絡先を書いていない。お子さんはいるが、連れ子ということで遠慮して書いていない。もう1人の方は90歳、要介護1で、ヨタヨタで買い物に行く。月に1回いところ来てくれるが、そのいところも80歳のため書いていない。万が一孤立死された場合は事後処理に半年かかり、自治体職員の対応も大変なため、大事なことは、何かあってから対応するのではなくて、やはり事前に予防的なものをどうやっていくか。
委員	孤立死された方の死後の事務について、弁護士の方に聞くと、成年後見人にその後の事務まで委任していると聞いているが、それがきちんとできていればいいが、そうでないと、亡くなりました、私は知りませんというふうにはなかなかできないようだが、そのあたりの検討というか、そのような死後処理の委任事務の契約はあるのか。
会長	死後委任事務については、財産、相続、葬式、墓等々、かなり手続きがある。身元保証と死後処理委任をしているNPOと契約している高齢者も増えてきている。内閣府が作っているガイドラインのとおりきちんとやってるかどうか、高齢者はわからない。一人暮らしの女性の高齢者が家を失ったということがあった。リバースモーゲージで、ご主人の名義になっていて、ご主人が亡くなったらもう住めなくなるというのを知らないまま契約してしまった。残念ながら、社会的に弱い、ある程度お金のある人を狙っているということがある。
副会長	今の成年後見制度は、契約したがその契約を破棄することができるというところがあった。本人が自己判断は難しく、後見人が今まで対応してくれたようなところを、補助でどうやってやっていくのか。
会長	意思判断能力がない方の基準はどうか。
副会長	後見制度は代理権がある。代理権がある人は法的な責任を負わされているから、その人がきちんと代理人として判断をしてくれるというところでの安心感みたいなものは、施設はある。それがないと今言ったようなことで財産をとられてしまう。
会長	その人に合った形を作っていくため、かなり質が問われる。身寄りのない単身高齢者に関して、遺体をどうするか、ご葬儀をどうするかなど、本人から聞く。中には延命治療のACPアドバンスケアプランニングも考えていくため、職員の資質というものがこれからますます求められる。抱えるケースも絶対数があるため、非常にカスタマイズして丁寧にやらないといけない。そういうことも含めて、体制整備というものを今後、ぜひ検討されたい。この準備会に関しては、細かいことは今後出されていくということでよろしいか。
事務局	今後の準備会等々で協議させていただき、途中経過等については次回の審議会で報告させていただきたい。

- (5)「地域共生社会を推進するためのアンケート調査」結果概要（成年後見制度関連）および「成年後見制度施設向けアンケート調査」結果概要について
資料5にもとづき、事務局より以下のとおり説明を行った。

【市民向けアンケート調査（成年後見制度関係）の概要】

○ 調査概要

- ・ 調査期間は令和8年3月27日～4月28日。
- ・ 調査対象者は18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出した。

- ・ 回答方法は郵送または Web 回答とした。
- ・ 回収数は 1,361 件（郵送 852 件、Web509 件）、回収率は 45.4%で、前回調査より 9.2 ポイント上昇。Web 回答を促進したことが回収率向上の要因と考えられる

○ 調査結果

- ・ 成年後見制度の認知度
「制度名は知っているが内容は知らない」が 51.2%で最多。40 歳代・60 歳代では「よく知っている」が 2 割を超える。
- ・ 成年後見制度の利用意向
「利用しない」が 52.4%で最多、「利用したい」は 29.5%。前回調査と比較して大きな変化は見られない。10 歳・20 歳代、60 歳以上で「利用したい」が 3 割を超える。
- ・ 希望する後見人
「配偶者や子などの親族」が 74.1%で最多。「弁護士・司法書士などの専門職」はやや増加、「市民後見人」はやや減少。全体として前回調査と大きな差はない。
- ・ 利用したくない・わからない理由
「制度を利用せず親族に任せたい」が 42.5%で最多、「制度の内容や利用方法がよくわからない」がやや増加。前回調査と比較して大きな変化はない。
- ・ 市民後見人制度の認知度
「制度名も内容も知らない」が 74.6%で最多、「よく知っている」と「制度名は知っている」の合計は 21.3%。75 歳以上では「よく知っている」と「制度名は知っている」の合計が 30.7%と比較的高い。
- ・ 市民後見人活動への関心
「関心がない」が 68.6%で最多、「活動したい」「研修を受けてみたい」「少し関心がある」は 26.2%。60～64 歳では 38.2%と関心が高い。

【施設向けアンケート調査の概要】

○ 調査概要

- ・ 調査対象施設は高齢者福祉施設 30 か所、障害者支援施設 4 か所、合計 34 か所。
- ・ 回答方法は Web 回答とした。
- ・ 回収数は 13 件（高齢者福祉施設 11 件、障害者支援施設 2 件）、回収率は 38.2%。

○ 調査結果

- ・ 回答施設の状況
高齢者福祉施設からの回答は全て特別養護老人ホームで、回答施設全体の 84.6%を占める。
- ・ 成年後見制度の利用状況
全施設で成年後見制度利用者がいると回答。
利用類型は、高齢者施設では後見 90.9%、保佐 72.7%、補助 63.6%。障害者施設では後見 100%。
- ・ 成年後見人等の属性

高齢者施設では、弁護士 72.7%、司法書士 63.6%、社会福祉士 54.5%。

障害者施設では、親族と弁護士がいずれも 100%。

- ・ 職員の制度理解度

高齢者施設では、「十分理解している」 45.5%、「ある程度理解している」 36.4%。

障害者施設では、「ある程度理解している」と「制度概要は知っている」がいずれも 50%。

- ・ 施設に関わる主な業務

高齢者施設では、「後見人等との日常的な連絡・調整」、「金銭管理や契約行為に関する調整」がいずれも 72.7%。

障害者施設では、「家族等への情報提供」、「申立て相談対応」、「金銭管理や契約行為の調整」がいずれも 100%。

- ・ 制度運用上の課題

高齢者施設では、「利用開始までに時間がかかる」が 63.6%で最多。

障害者施設では、「申立て手続きが煩雑」、「後見人等との連携が難しい」、「費用負担が大きい」がいずれも 100%。

- ・ 今後必要な支援・取組

高齢者施設では、「分かりやすい制度説明資料の提供」、「申立て支援体制の充実」、「特に必要性は感じていない」がいずれも 27.3%。

障害者施設では、「職員向け研修・勉強会」、「申立て支援体制の充実」、「専門職・関係機関との連携強化」がいずれも 50.0%。

委員	調査対象者への依頼というのは、年齢別に同じか。回答者が 70 代に偏ってるが、20 代への依頼が少ないのか、元々少ないのかわからない。
事務局	やはり人口層として高齢者が多いというところがあるため、偏らざるを得ないところはある。年齢層というよりは、興味を持ってアンケートに回答していただいているかどうかというところにはなるかと思う。
会長	これからアンケート調査をやるときは検討されたいと思うが、若い人たちの意見をたくさん聞きたい場合には、少し配布枚数を若い世代に少し多めにやる。今後子育てとか、若者の問題も大事になる。今後また工夫されたらよろしいかと。
委員	11 ページ、後見人等の主な属性だが、大体合計 100%になるのではないかな。
事務局	複数回答可となっているため、100%にはならない。
委員	回答施設数が 30 件中 11 件ということで、専門職としては非常に悲しい数字だと思う。青梅市の事務局として、高齢者施設に対しての発信力を高めていかなければいけないのかなと思った。ぜひ研修の機会と、後見人の問題がいろいろ取り沙汰される中、特に必要性を感じてないという、高齢者施設の考え方の甘さというのがすごく浮き彫りに出てるのかなということなので、今後においても、また統計はやっていただきたい。
委員	なぜ施設がこんなに少ないのか、100%であるべき。先ほど言われたように、認識の甘さなのか、PR 不足なのか。積極的に説明していく必要があるのではないかな。
会長	25 年ぶりに成年後見制度が変わってくるので、これをしっかり理解してもらって、施設の役割を認識してもらおう。試算だと 2050 年には未婚の単身高齢者が約 4 倍になる。そうなると関係機

	関の理解も大事なので、説明会をぜひ行っていただきたい。
委員	現在、70 歳以上の高齢世帯に民生委員が訪問して、緊急連絡先や体の状況を含めて確認する「高齢者実態調査」を行っており、社会福祉協議会で市民後見人制度を紹介するようなパンフレットがあれば、その独居老人に対して案内を出すことができると思う。成年後見利用制度を紹介するようなパンフレットがあれば、来週民生児童委員の地区会があるため、そのタイミングで皆さんにお渡しするのも良いと思う。
事務局	市民後見人については現在育成中であるので周知はできないが、成年後見制度のパンフレットであれば、制度の周知が課題ではあるので、ぜひ民生委員の方々を活用して配布させていただきたい。
会長	町田市は比較的市民後見人の育成が進んでいるようである。ぜひ聞いていただければと。ただ、かなり責任が重い。それともう一つは、電話に出ない。一番最初のアプローチが大変だということで、一般市民の方が市民後見人になるということを、独居高齢者の方たちが了承するのか。これも新たな課題となる。
委員	市民後見人と専門職の後見人との違い、メリットははっきりしているのか。例えば、市民後見人は安価で行っていただけるとか。何かそういう情報がわからないと、積極的に市民後見人を利用しようとはならない。
事務局	たくさん面会に行けて、関係性をつくって、その方の細かいところにも気付ける、寄り添ってくれるような後見人となると、市民後見人の方がふさわしいと考えている。専門的な知識が必要なケースは専門家が対応し、課題が解決したあと、その方に寄り添っていくことが大切であるという段階になったところで専門家から市民後見人にバトンタッチをするといったように、ケースに応じて段階的に移行していく方法もあるかと考えている。
委員	そういうことがわかると、もう少し市民後見人制度が進むのではないか。

6 協議事項

(1) 地域共生社会推進審議会委員の選出について

資料 6 にもとづき、事務局より以下のとおり説明を行った。

- 青梅市地域共生社会推進審議会では、青梅市地域福祉総合計画に含まれる各計画の調和や、福祉関連計画との連携を図るため、関係する附属機関から委員を各 1 名選出している。
- 成年後見制度利用促進審議会からは、これまで小野前会長を委員として選出していたが、退任に伴い、後任の委員を新たに選出する必要がある。
- このため、成年後見制度利用促進審議会から委員 1 名を選出し、地域共生社会推進審議会の委員として参加していただく。
- なお、地域共生社会推進審議会の第 1 回会議は 5 月 27 日（水）に開催予定である。

会長	この会を代表して地域共生社会推進審議会でご説明いただき、そこで出された審議や共通事項について当審議会でご報告いただくことになるが、この委員として立候補される方はいらっしゃるか。 立候補される方がいらっしゃらないので、私の考えを述べさせていただければと思う。昨年度までご退任された小野先生が、地域共生社会推進審議会の委員に選出をされていたと伺っている。本来であれば私が会長として出席すべきところであるが、私自身が現職の大学教員として、いろいろな自治体や社会福祉協議会主催の委員長を多数請け負っていることから、さらに地域共
----	---

	生社会推進審議会への出席となると困難な状況である。そこで事務局とも相談させていただき、現在、山下副会長が地域共生推進審議会の会長をされてるということで、本審議会の代表委員を兼ねて出席をしていただければと考えている。
副会長	会長の意見を受けて参加させていただきたい。よろしくお願いします。
会長	副会長のご了承をいただいたが、皆さんよろしいか。 (全員了承)
会長	ご了承いただいたので、山下副会長に地域共生社会推進審議会への出席をお願いしたい。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画の構成案について

資料7にもとづき、事務局より以下のとおり説明を行った。

- 地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画の中間見直しスケジュール【資料7-1】
 - ・ 令和8年5月1日時点のスケジュールであり、今後の作業進捗により変更となる可能性がある。
- 改定後の地域福祉総合計画の構成案【資料7-2】
 - ・ 計画内容の充実と包含計画の位置付けを分かりやすくするため、「成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画から独立した章として構成する。
 - ・ 資料4ページ目以降は、独立した章となる成年後見制度利用促進基本計画の記載内容案を掲載してある。具体的な内容はアンケート調査結果等をもとに今後の審議会で協議していく予定であり、今回はレイアウト等のイメージを掴んでいただきたい。

委員	我々の業界では当たり前に使っているが、一般の方々にはまだ周知がしきれていない。まずは、市民の皆さんに成年後見制度というのは何なのか、それが自分にとってどういう効用があるのかというような点を周知していくことが、青梅市は求められるのではないかな。先ほどの中核的なものをどうやって進めていくかというのももちろん並行してやっていきながら、まずは周知をしていく、理解を深める。そのことを理解したかどうかをまたアンケートをして確認をしていく、そういう計画が必要な気がした。
会長	日本は、親族がいるから入院ができる、施設に入れる、お葬式をするということを長くやってきた。社会的な慣習で、アパートやマンションに入るのもそう。法律上は義務ではないが、ほぼ100%病院も施設も保証人の利用を求める。このギャップを埋めていく作業が必要。自分の最後は自分で考えましょうというような、市民向けの啓発が非常に大事。狭い意味での成年後見だけではなくて、少し広い視野で計画もやれたらいいのではないかな。
委員	地域包括支援センターも、市民の方に、老後に向けてどうしていくかという普及啓発を毎月行っている段階である。課題としては、地域の繋がり希薄化というのもあり、情報をキャッチできない高齢者の方が非常に多くなっている。市民向けにサロンや自治会の方々に向けて周知はしているが、その繋がりだけで情報が完結してしまう。情報がキャッチできず、孤立してしまっている方々が、どうやって成年後見制度や今後の予防についてキャッチしていくかというのは非常に課題に感じているが、先ほど田中委員からパンフレットを配ることができるとおっしゃっていただいたので、もしそのような形で普及していただければ、ぜひその取り組みを行っていただきたい。
会長	それでは協議事項ということで、スケジュールや構成案に関して事務局案でご承認いただける

	か。 (全員賛成)
--	-------------------------

7 その他

(1) 次回審議会開催日程について

事務局	次回以降の委員会の日程については、現在日程が確定していないが、7月下旬から8月上旬に第2回審議会を開催させていただき予定としている。本日の審議会終了後に、委員の皆様へ第2回以降の日程調査の調査票をメール送付するので、回答にご協力のほどお願いしたい。
会長	委員の皆さんに調査票が行くので、記載して返信をいただければと思う。
会長	本日の議題は以上となる。本日は大変長時間になったが、今後の青梅市の成年後見制度のあり方について、熱心にあのご討議いただき感謝申し上げます。また、委員からの意見があったものについては、事務局にて整理をお願いしたい。これをもって今年度の第1回成年後見制度利用促進審議会を終了する。

以 上